

岩手県森林病虫害被害対策推進協議会議事録

- 1 開催日時 令和4年2月1日(火) 13:30～15:00
- 2 開催場所 盛岡市内丸16番1号 岩手県水産会館 大会議室
- 3 出席者 別紙出席者名簿のとおり
- 4 会議次第 別紙次第のとおり
- 5 議事録 下記のとおり

6 議事

(1) 松くい虫被害対策について

- ア 報告 岩手県の松くい虫被害の現状と対策(資料1により説明)
《質疑等特になし》

(2) 松くい虫被害対策について

イ 協議 令和3年度松くい虫被害対策

- ① 岩手県防除実施基準の変更(案)(資料2により説明)
《主な質疑は次のとおり》

【中村委員(森林総合研究所東北支所)】

防除の方針を変更するというので、やり方としては正しいと思っています。周辺にかなりひどい被害がある中で、せまい地域において予防散布で効果を上げるというのは、なかなか難しいと思います。予防対策としては、予防散布より樹幹注入の方が適しているだろうと考えます。

ただ、今までそうしてこなかったのは、おそらく、マツの本数が多かったり、大きい木が多かったのでお金がかかるということがあったのかと思います。

それがある程度少なくなって、守りきれぬ数量になったから樹幹注入に移行するということだと思いますが、実際に守りきれぬ数までマツが減ってきているのかというのが1点です。

また、それと同じような話で、月山神社のマツもかなり本数も減ってきて、守らなければならないマツはかなり絞られていると思います。そちらも樹幹注入が適している状況になってきているのではないかと思います。

その辺を今後どのように検討されていくのでしょうか。正法寺は地形や予算の問題で、樹幹注入と予防散布を併用するという考えもあると思いますが、月山神社の場合、樹幹注入に変更することもあると考えられると思いますがどうでしょうか。

【事務局】

委員ご指摘のとおり、正法寺の方はかなり本数が少なくなっていてきて、ここにヘリコプターを使ってスポット的に散布するのは現実的ではない状況になってきておりましたので、樹幹注入に変えるということで、地元の方ともそのように話し合いもできていましたし、その方法で守っていくという方針にさせていただきましたので、薬剤散布区域から外して、薬剤散布をしない区域としました。

一方、月山神社でございしますが、こちらは従来から樹幹注入も実施しておりまして、ヘリコプター散布のほかに、地上散布や守りたいマツには樹幹注入を実施しまして、併せて駆除も行っているところです。地域の方々の熱意もありますので、対策方針について検討して参りたいと思います。

【中村委員（森林総合研究所東北支所）】

分かりました。とにかく、全部を守りきれないと思ったら松林として守るのではなくて、守らなければならないマツだけを守るという方針に転換していくというのは合理的ですし、最終的に守るということにつながると思います。

《協議事項(2)-イ①について、原案どおり承認》

協議事項(2)-イ② 高度公益機能森林等の区域の変更(案)（資料3により説明）

《質疑等特になし。協議事項(2)-イ②について、原案どおり承認》

協議事項(2)-イ③ 令和4年度松くい虫被害対策実施方針（案）（資料4により説明）

《主な質疑の要旨は次のとおり》

【宮古自然保護事務所 藤田氏（環境省東北地方環境事務所 田中委員代理）】

資料4の別表について確認させていただきたいのですが、資料1ですと一戸町では被害が確認されているのですが、資料4の別表では被害地域にはなっていないのですが、被害地域となっていない理由を教えてくださいませんか。

【事務局】

防除対策のうえで、被害地域に指定しているのは、資料4の6ページにあります、色がついている市町村になります。一戸町や雫石町での被害は確認されているところですが、これらは飛び火的な被害で、まだ被害が定着しておらず、今のところは撲滅に向けて徹底駆除する取組をしており、被害市町村に指定する段階にはないので、被害地域には指定していないものです。

《協議事項(2)-イ③について、原案どおり承認》

協議事項(2)-イ④ 令和4年度特別防除等計画(案)について(資料5により説明)

《質疑等特になし。協議事項(2)-イ④について、原案どおり承認》

協議事項(2)-イ⑤ 松くい虫被害木等の利用駆除ガイドラインの改訂(資料6により説明)

《主な質疑の要旨は次のとおり》

【一条委員(ノースジャパン素材流通協同組合)】

ガイドラインに製材を入れていただき、感謝いたします。

被害木の取り扱いについてなんですけれども、運搬するときに曲がった丸太をトラックに積みにくいという問題もありまして、最近ウッドチップパーを使うようになってきていました。ガイドラインにはウッドチップパーの取り扱いがないのですが、どのように取り扱えばよろしいのでしょうか。

【事務局】

本ガイドラインは被害木等を認定工場に持って行く場合の基準について定めておりまして、移動式チップパーの使用については、個別案件として、使用する移動式チップパーが15mm以下に破砕することを県が確認したうえで、活用していただければと思います。

【中村委員(森林総合研究所東北支所)】

今回のガイドラインの改訂に賛成の意見なのですが、今まで製材が入っていなかったというのは盲点だったというか、なぜ入っていなかったのかというくらいで、是非これは進めるべきものだと思いますし、今、ノースジャパンさんからも意欲的な声もありましたので、是非、使えるものは使った方がいいと思います。

実際、松くい虫被害木にしてもナラ枯れ被害木にしても、病気を媒介する虫が入っているのは、ほとんど辺材、というか材の外側の方に集中しているので、背板を落としてしまえば使える、ということは常識としてありますが、それが常識として知られていません。

秋に飛騨の方で、広葉樹のシンポジウムがあったのですが、飛騨の広葉樹の製材をやっておられる方々の方では、ナラ枯れの被害木も入ってくるようなのですけれども、辺材の部分を取り除けば普通に使えるということで実際に使っていました。変色が入っていない部分であれば十分使えるということで、必要な処理をすれば被害材でも十分使えます。

また、長野県の方から伺った話では、松くい虫被害材だと、よく青変による変色が入ってしまうのですが、青変が入ったものの方がかえってアンティーク感があって良いという、それで特別な用途が出てくるというような場合もあったりするようです。今のようない何かが売れるのか分からない時代なので、工夫すれば青変が入ったものやナラ枯れの虫の穴が空いた材を売るといった売り方もあるかもしれません。

まずは使えるものは使った方がいいですし、使うことによって害虫の駆除も進むということですから、利用と駆除を組み合わせっていくという方針には賛成です。

ただ、ナラ枯れの場合は、虫がそれほど強くないので切り落としてしまえば大体死んでしまうので、と言っても端材は焼却するなど念には念を入れて処理することは必要ですが、

とりあえず大きな問題はないのですが、松くい虫の場合は厚めに背板を落としてしまうと、その中に生き残っているカミキリムシが生き残って、病気を広げることがありますので、注意が必要です。その辺に関し、今回、資料の6ページの下の方に製材加工の部分は熱処理、そして端材の部分はちゃんと処理するということになっていますので、これは確実にやっていただきたい。切り落とした端材も適切に処理していただくということを前提にやっていただきたいと思います。

【事務局】

ここへきて、本県の重要で主要な樹種であるアカマツ、全体でも宮城と岩手がアカマツを利用するという本県の特殊な事情なのですが、このマツの利用を進めることは、我々にとってもますます重要な課題だということで、今般、御提案をさせていただきまして、アカマツを製材にも使っていただきたいということです。実際に人工乾燥してアカマツを利用するということについて、今後このガイドラインをきっかけにして、県内にアカマツの製材を進めたいという工場が増えてくればいいという思いもありつつ、今回、ガイドラインを改訂したいということでもありますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

【宮沢委員（盛岡森林管理署）】

被害木等につきまして、ガイドラインの目的で、「松くい虫の被害木（松くい虫の被害が発生している松林を伐採する場合は、健全木を含む）」と記載しているのですが、松くい虫被害地域の場合なのか、もっとせまい区域の場合なのか、よく分からなかったので御説明をお願いいたします。

【事務局】

松くい虫の被害が発生している松林というのは、松くい虫被害地にある松林ということになります。

【宮沢委員（盛岡森林管理署）】

そうしましたら、被害地域の中の松林ということでよろしいですか。

【事務局】

はい、そのとおりです。

【一条委員（ノースジャパン素材流通協同組合）】

今、秋田、宮城、青森、岩手、福島の5県にアカマツの取り扱いについて問い合わせしているところです。

そこで、被害地と未被害地の取り扱いが難しいところで、ある程度、マツを利用して樹種転換を進めていく中で、1番問題になるのが被害地域の中の健全木の取り扱いが問題になります。そこで、岩手県の場合は健全木と被害木の取り扱いを完全に分けています。青森県に確認したのですが、被害地や被害未発地の健全木について、県の確認の中で6月から9月の時期を避けて伐採して、3月までにチップ工場に運んで6月までに処理

してくださいという、結構厳しい条件の中で、健全木については出していいという取り扱いになっています。特に青森県と岩手県は、松くい虫被害対策連絡会という会議で交流されているようですので、その辺の取扱いに関する取り決めに共有したり、切削したチップをどうやって持って行ったらいいかといった、その辺の御指導をいただければ、よりアカマツが利用されると思いますので、よろしくをお願いします。

【橋本会長（岩手県農林水産部林務担当技監）】

事務局からの回答の前に、確認なのですが、青森県は県の確認のもとという話ですが、県が確認しているのですか。

【一条委員（ノースジャパン素材流通協同組合）】

そのようにお聞きしました。

【橋本会長（岩手県農林水産部林務担当技監）】

それは、ヤニ打ちか何かしているのですか。

【一条委員（ノースジャパン素材流通協同組合）】

そこまでは把握しておりませんが、現地まで行って被害の確認をしてということだと思います。

【橋本会長（岩手県農林水産部林務担当技監）】

分かりました。では事務局からお願いします。

【事務局】

基本的なことはこれまでもお願いしているのですが、なかなか被害地域の健全なマツをどうするかということは、皆さまの方から御要望があったりして、我々も検討しています。

基本的には、健全なマツであっても被害地域において伐採したマツを、未被害地域を経由して移動させる場合、マツノマダラカミキリを誘引してしまうおそれがあるので、成虫が活動している期間はマツを移動しないこと、また、被害地域内のアカマツについては、健全木と被害木に分けて取り扱っているわけですが、これを完全に分けて確認してすることは難しいこと、青森県は県で確認しているということですが、なかなかそこに被害木の混入を全体から排除する方策や、確認の方法から考えると難しいと思いますので、我々は基本的には被害地域から未被害地を経由して移動するのは自粛していただきたいとお願いしています。

また、周りに被害木があれば、法律に基づく県の告示により、被害木の移動は禁止しています。

青森県の状況について申し上げますと、松くい虫被害が入ってきたばかりですし、資源量的な違いもありますことから大分様相も異なってきていると思います。おそらく、アカマツの利用については、量的や面的にも大きく利用されるということはないと思いますので、そこで確認は可能なのではないかと思います。

アカマツが量的にある県ですと、そういった確認をしながら利用していくということは

考えられないのかなと思います。

今回、このようなガイドラインの改訂案をお示ししたのですが、アカマツの利用に関わってきますので、引き続き検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【一条委員（ノースジャパン素材流通協同組合）】

特に今の時期、厳冬期ですと影響しませんので、そういう時期に限定しても構わないので、全部の被害木を確認することは無理ですし、時期とか厳しい条件を付けていただいても結構ですので、なんとか利用する方向で模索していただくようお願いします。

【事務局】

はい。なお、アカマツの伐採作業指針では厳冬期の伐採は制限しておりませんので、よろしく申し上げます。

《協議事項(2)-イ⑤について、原案どおり承認》

(2) ナラ枯れ被害対策について

ア 報告 岩手県のナラ枯れ被害の現状と対策（資料7により説明）

《主な質疑の要旨は次のとおり》

【中村委員（森林総合研究所東北支所）】

被害地域について詳しく知らないのですが、教えていただきたいことが何点かありまして、まず、北上市の被害はあまり多くないのですが、これは基本的に内側に入り込んだところに出ているのかという点と、田野畑村の被害が拡大しているのですが、これは被害地域が拡大しているのか、もしくは同じ場所の被害が激害化しているのかお聞きしたいです。

それと、今年新しく発生した住田町と野田村は今までの被害との関係、拡大した原因などの情報がありましたら教えていただきたいです。

【事務局】

北上市につきましては、今年度は大きな被害の拡大はありませんでした。資料の4ページの被害位置図に示しているのは昨年度の被害地の位置でして、和賀の辺りで被害が発生しています。

田野畑村につきましても、昨年度の被害地から被害が拡大しているという話は聞いておりません。ただ、今年の被害の発生量が沿岸北部は多い状況でありまして、田野畑村は昨年度に比べますと被害量は3倍に増えているという状況です。

野田村は今年初めて被害を確認したのですが、これまで野田村を超えて久慈市で被害が発生しておりましたので、いつ発生してもおかしくないという状況でした。発生したのは国道のすぐ近くに発生しておりまして、結構まとまった量の被害が確認されました。

住田町は大船渡市の境で確認されまして、白石トンネルの上のあたりで発生しました。前年に発生した、近くの大船渡の被害地から2kmの範囲内と被害地域内でしたので、時間

の問題でというところで今年発生したという状況でした。

【中村委員（森林総合研究所東北支所）】

特に北上市で出た地点はだいたい今までの被害地からの拡大なので、先端地域ということで全量駆除していくしかないところになるかと思います。今までと全然違うところで発生していたらいやだと思ったのですが、拡大していなくて良かったと思います。

野田村の場合は、この辺の地形がすごく複雑なので、もしかしたらやっぱり被害木の見落としがあつて、いっぺんにたくさんの虫が出てしまったのかもしれないと、それは去年の田野畑村でも同じようなことだったかも知れず、見えないところでナラ枯れがかなり進行してしまっている可能性もあると思います。そのようなことを考えると、野田村や田野畑村を先端被害地として防除を進めるより、久慈の方に被害が拡大するのをとにかく抑えること、久慈の方から進めるかたちで被害を抑えるというのがいいのではないかと、被害状況を見て考えました。

【事務局】

野田村のところはまとまった被害が出ていて見落としがあつたのかもしれないというところでしたが、振興局の方で定期的にドローンを使いまして調査をしているところとして、引き続き、ドローンを使ったきめ細かい空中探査をしていって見落としのないように対応していきたいと思います。

【宮古自然保護事務所 藤田氏（環境省東北地方環境事務所 田中委員代理）】

私は久慈から山田町まで管轄しておりまして、沿岸部における被害がなんとか逃げ切れればいいと常々感じているところですが、被害が早かった大船渡市は平成 27 年、28 年、29 年の被害量がピークで数字が落ち着いてきているのですが、対策がどうかというより、ある程度被害が広がって落ち着いてきているという認識でよろしいでしょうか。それとも、何か効果的な対策ができて被害が落ち着いているということなのでしょうか。

【事務局】

沿岸の南部の被害は発生から何年か経っているものでございまして、やはり他県の状況等を見ますと、ある程度のピークになるとピークアウトしていくという例が見られていますので、本県の被害は、当然、広葉樹を伐って更新したことによる効果もありますし、早期に駆除してきたということで、被害拡大のスピードはある程度抑えられていると思いますけれども、この減少してきたというのは、ご指摘のとおりピークアウトして虫の量もだいぶ少なくなってきたのかと思います。

【宮古自然保護事務所 藤田氏（環境省東北地方環境事務所 田中委員代理）】

広葉樹の若返りが結果的にできていると思うので、被害木の伐採後、どういうふうには森林が推移していくのかといったものもお伝えしていただくと、この先どうなっていくのかということも見通ししやすくなると思うので、意見としてお伝えさせていただきます。

【事務局】

はい、承知いたしました。今までも広葉樹については、伐採して更新を図っている場所もございますので、そういった所の調査結果等を踏まえて次の対策の参考としていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【中村委員（森林総合研究所東北支所）】

藤田さんの今の御指摘は、すごく的を射た御指摘だと思うのですが、ナラ枯れの被害というのは不思議なことにある程度時間が経つとなくなっていくとことがあり、一旦ひどくなって、どこまで増えるのかと思うのですが、全部の木を枯らし尽くすわけではないという特徴があります。

一つには、虫が木にアタックしたけれども枯れない木というのがたまに出てくるのですが、それを穿入生存木というのですが、これは人間で言うと免疫のようなもので、やられたけれども死ななかった木は、その後何年かはかからないという効果があるとかそういったことがあります。

ほかに、虫の移動性の問題も関係しているかもしれません。いずれにせよ、ナラ枯れの被害拡大にはなぜかこういう特徴がありまして、最近、あるセミナーで発表されていたのですが、石川県の場合は、被害は入ってきたけれど、重要な木以外は守らないでいこうと、放っておいて、県内ものすごく被害が広がったのですが、7年経ったら被害はなくなったということです。

そういった対処の仕方も実はあるのですが、岩手県の場合まず広いですし、内陸の方のとてつもない量がある広葉樹を放っておいておくという訳にはいかないですし、海岸の方も重要な広葉樹があるので、防除と、自然になくなるものとを上手に使い分けて乗り切っていくのが、今後求められていくのではないかと思います。

そこで、今の状況を観ると、大船渡の辺りだと実際に半島の先の方に行くとボロボロにやられて木がなくなっているのですが、内陸の方だと、被害が入っていないわけではないのですが、十分に残っていて、やはりナラ枯れというのはいなくなるときはいなくなるのだと思うので、そのあたりの特徴を見ながら上手く乗り切りたいと思います。

一方で被害後に後継樹が育つかという問題はすごく重要で、今、ナラ枯れが入っている県南部の辺りはシカが多いところで実生がなかなか育たない。森林の更新をどう図っていくのかというのは重要な問題になってくると思います。その辺は県にとっても深刻な課題ということで、何かしら手を入れていただければと思います。

【事務局】

委員ご指摘のとおり、高齢なナラが多いなどの問題もあり、更新の力というのはそれなりに落ちてくることもあるものだと思います。高齢になる前に、森林の力が落ちないように若返りを図っていきたいと考えています。

イ 令和4年度ナラ枯れ被害対策実施方針(案)について（資料8により説明）

《質疑等特になし。協議事項(3)-イについて、原案どおり承認》

4 その他

【宮沢委員（盛岡森林管理署）】

今後についてのお願いでございます。

外来生物であります、クビアカツヤカミキリやツヤハダゴマダラカミキリといったものへの対応に関してのお願いでありますけれども、昨年の末にツヤハダゴマダラカミキリにつきましては、仙台でカツラをかなり食害したとテレビに出ていました。

また、クビアカツヤカミキリは茨城県あたりまで出ているということで、まだ福島県には入っていないようですが、今後、広がってきて、何か対応をという時には、外来生物という扱いでありますし、農業の被害も関係してくると思いますので、必ずしも林務担当だけの扱いとなるわけではないと思いますし、松くい虫とかナラ枯れとかの森林病虫害被害と比べるものではないと思いますが、今後、どういう取扱いをされるか、山の関係で何かアクションがある時は、我々も足並みを揃えて対応させていただきたいと思いますので、細かな情報提供であるとか、打合せなどありましたら、お声がけさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【橋本会長（岩手県農林水産部林務担当技監）】

私の方から1点、今日の議事の中で、ノースジャパンの一条さんから出てきた、被害地域の中の健全木の取扱いについて、岩手県は青森県と随時、松くい虫対策は情報交換しているということもありますので、青森県から情報収集しながら、適切な対応をしてもらえればと思いますので、事務局はその点について、よろしく申し上げます。

《議事終了》

岩手県森林病虫害被害対策推進協議会出席者名簿

令和4年2月1日（火） 岩手県水産会館

所 属	職 名	氏 名	備 考
盛岡森林管理署	署長	宮沢 一正	
環境省東北地方環境事務所	国立公園課長	田中 準	(代理) 宮古自然保護事務所 国立公園保護管理企画官 藤田 和也
国立研究開発法人森林研究・整備 機構森林総合研究所東北支所	産学官民連携推進調整監	中村 克典	
北上川上流流域森林・林業活性化 センター	構成員(盛岡市長)	谷藤 裕明	(代理) 盛岡市農林部林政課 課長補佐 細野 広樹
一関地方農林業振興協議会	会長(一関市長)	佐藤 善仁	(代理) 一関市農林部農地林務課 農林課長 松川 一仁
気仙地方農林業振興協議会	会長(大船渡市長)	戸田 公明	(代理) 大船渡市農林課 課長補佐 大和田 達也
岩手県森林組合連合会	代表理事専務	澤口 良喜	
岩手県木材産業協同組合	専務理事	伊藤 節夫	
ノースジャパン素材流通協同組合	参与兼経営企画 管理部長	一条 克也	
岩手県山林種苗協同組合	理事長	大森 茂男	
岩手県チップ協同組合	理事長	瀬川 清一郎	欠席
一般社団法人岩手県木炭協会	常務理事	和嶋 憲男	
岩手県農業協同組合中央会	参事	照井 仁	欠席
岩手県内水面漁業協同組合 連合会	専務理事	五日市 周三	
岩手県養蜂組合	組合長理事	土屋 勲	
盛岡広域森林組合	代表理事組合長	鷹木 嘉孝	
岩手県しいたけ産業推進協議会	会長	尾前 孝一	(代理) 事務局(林業振興課) 主査 成田 一
日本野鳥の会もりおか	代表	佐賀 耕太郎	
岩手県環境生活部	自然保護課総括課長	藤原 由喜江	
岩手県農林水産部	林務担当技監	橋本 卓博	

事務局等

所 属	職	氏 名
岩手県農林水産部森林整備課（事務局）	総括課長	鈴木 清人
	整備課長	砂子田 博
	主任主査	廣田 紀代子
	主任主査	中嶋 康
	主 任	北村 太志
岩手県林業技術センター研究部	上席専門研究員	小岩 俊行

岩手県森林病虫害被害対策推進協議会

日時：令和4年2月1日（火）

13:30～15:00

場所：岩手県水産会館

盛岡市内丸16番1号

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 松くい虫被害対策

ア 報告 岩手県の松くい虫被害の現状と対策【資料1】

イ 協議 令和4年度松くい虫被害対策

① 岩手県防除実施基準の変更(案)【資料2】

② 高度公益機能森林等の区域の変更(案)【資料3】

③ 令和4年度松くい虫被害対策実施方針(案)【資料4】

④ 令和4年度特別防除等計画(案)【資料5】

⑤ 松くい虫被害木等の利用駆除ガイドラインの改訂(案)【資料6】

(2) ナラ枯れ被害対策

ア 報告 岩手県のナラ枯れ被害の現状と対策【資料7】

イ 協議 令和4年度ナラ枯れ被害対策

令和4年度ナラ枯れ被害対策実施方針(案)【資料8】

(3) その他

4 閉 会